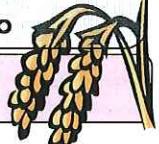


## 流通業者（仲介業者）の皆さまへ

加工用米、米粉用米、飼料用米、備蓄米等の「用途限定米穀」は定められた用途以外に使用・販売することが出来ません。



## 保管、出荷販売時の取扱い(食糧法の遵守事項)

- ① 用途限定米穀は、定められた用途以外に使用してはならない。
  - ② 用途限定米穀を保管するときは別棟又は別はいにして、保管ロットごとに「はい票せん」を掲示する。  
(右欄、「はい票せん」の例を参照)
  - ③ 紙袋などの包装に用途を表示する。
  - ④ 米穀の出荷・販売届出事業者は、保管に関する台帳を整備して下さい。

注) 上記事項を遵守しなかった場合には、  
罰則が適用される場合があります。

### ◎ 「はい票せん」の例

用途限定米穀 (飼料用米)						
種類	年産	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稻うるち玄米	29		ななつぼし	合格	フレコン	ばら
年月日	摘要		受入	払出	在庫	
29. 10. 20	〇〇〇から購入		50,000		50,000	
29. 10. 25	〇〇〇から購入		30,000		80,000	
29. 11. 3	□□へ販売			20,000	60,000	
29. 11. 10	□□へ販売			20,000	40,000	



四半期ごと(各四半期の最終月の末日まで)  
に売渡数量の報告が必要です。

米トレーサビリティ法において、米を購入・販売した場合には、記録の作成・保存が必要です。

## 記録事項

- ①品名 ②産地（飼料用米は不要）  
③数量 ④年月日 ⑤取引先名  
⑥搬出入場所 ⑦米穀の用途 の  
記録を作成し、3年間保存が必要  
です。

荷受伝票						
コード 生産者	1234567 ○○太郎			飼料用米		
コード	年月日	産地	種類	品種	包装	数量
100 200	29.10.20 29.10.20	北海道 北海道	水稻うるち 水稻うるち	ななつぼし ななつぼし	ばら ばら	30,000 20,000

上記荷受けました。

○○商事

伝票等、記録を作成・保存していなかった場合には、罰則が適用されます。（50万円以下の罰金）

困ったことや、わからないことがあれば、「北海道農政事務所」にお気軽にご相談下さい。  
連絡先：北海道農政事務所 加川地域拠点　担当 後藤田（ごとうだ）・栗木（くりもと）

飼料用米等を生産する農業者や、  
集荷・販売等を行う皆さんへ！

## 飼料用米等は適正に流通してください！

### 定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通してください。

### こんな行為は違反です！



- 飼料用米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

### もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、



不適正な流通等が確認された場合には、交付金の返還となり、それが悪質と判断された場合は、

- 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
  - 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
  - その名称及び違反事実を公表する
- などの措置が講じられます。

措置対象者の範囲が  
広かりました！

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。